市民税・都民税の申告

2月16日(月)から市役所で

市民税・都民税（以下、住民税）は、前年（平成20年1月1日～12月31日）の所得を基礎に、今年の1月1日現在に居住する市区町村で課税される税金で、税務署で受け付けている「所得税」とは異なります。

◆**申告期間**　2月16日～3月16日の月曜～金曜日　午前9時～11時30分、午後1時～4時

※2月21日（土）・28日（土）の2日間は、午前9時から11時30分まで、申告書の受付を行います。なお、この2日間以外の土曜日は取り扱いませんので、あらかじめご了承ください。

◆**申告会場**　市役所2階201会議室

◆**申告が必要な方**

▽給与所得者で、勤務先から市へ「給与支払報告書」が提出されていない方

※勤務先に確認のうえ、提出していない場合は、ご自身で源泉徴収票などを添付して申告してください。

▽年末調整された給与のほかに、不動産・雑所得など、他の所得があり、その額が20万円以下の方

※20万円を超える方や年末調整を受けていない方は、税務署に所得税の確定申告をしてください。

▽小平市に住所がなく、市内に事務所・事業所・家屋敷がある方

※税務署に平成20年分の確定申告書を提出した場合は、住民税の申告をしたものとみなされ、あらためて住民税の申告書を提出する必要はありません。

◆**次の方も申告にご協力を**

平成20年中に所得がなかった方も、必要事項を記入のうえ、申告書を提出してください。これは、非課税証明書の発行や国民健康保険税軽減の算定資料にするためです。

※同居している親族に扶養されていて、その親族がその旨を申告している場合は申告の必要はありません。

◆**申告書発送予定日**　2月5日（木）

※平成20年中に小平市に転入した方や、昨年、所得税の確定申告をした方のうち、住民税の申告が必要な方で、申告書が届かない場合は、住民税の申告書をお送りしますので、問合せ先までご連絡ください。

問合せ　税務課☎042（346）9522

平成20年分 確定申告

東村山税務署

申告書作成のアドバイスと申告書の受付

平成20年分確定申告書作成のアドバイスと申告書の受付を行います。

◆**申告書作成のアドバイス**

と　き　2月16日（月）～3月16日（月）　午前9時～午後5時

※税務署は、土曜・日曜日、祝日は業務を行っていませんが、申告書は、送付や税務署の時間外収受箱に投かんすることにより、提出することができます。

◆**日曜臨時窓口を開設**

と　き　2月22日（日）、3月1日（日）　午前9時～午後5時

※この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

※当日、市役所、法務局は開庁していませんので、申告に必要な書類は、事前に準備してください。

問合せ　東村山税務署（〒189－8555　東村山市本町1－20－22）☎042（394）6811

確定申告書作成の相談会

◆**年金受給者のための申告相談会**

公的年金のみの方、公的年金のほかに雑所得や給与所得のある方が対象です。

と　き　2月10日（火）　午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分

◆**税理士による小規模納税者のための無料申告相談**

公的年金などのある方、給与所得のある方で、還付申告の場合および小規模事業者の方が対象です。

と　き　2月17日（火）～20日（金）　午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分

※所得金額が高額な方、相談内容の複雑な方は税務署をご利用ください。

※青色申告の方、税理士に依頼している方、譲渡所得（土地、建物、株式など）のある方は利用できません。

――共　通――

ところ　市役所6階大会議室

※混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

※申告に必要な書類（源泉徴収票ほか）、筆記用具、印鑑、計算機などをお持ちください。

※提出された申告書などは住所地（納税地）の管轄の税務署に送付します。

申告書などは、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」でも簡単に作成できますので、ご利用ください。

〈東京国税局〉

※提出された申告書などは住所地（納税地）の管轄の税務署に送付します。

申告書などは、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」でも簡単に作成できますので、ご利用ください。

〈東京国税局〉

◆**おむつ代の医療費控除は確認書で代用できます**

確定申告でおむつ代が医療費控除として認められるためには、医師のおむつ使用証明書が必要ですが、次の要件に該当する場合は、市が交付する確認書書で代用することができます。交付を希望する方は、事前に介護福祉課認定係へお問い合わせください。

▽確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

▽おむつを使用している方が介護保険の要介護認定を受けている

▽おむつを使用している方の寝たきり度・尿失禁が、介護保険主治医意見書（当該年に発行したもの）で確認できる

※確認書の交付には、手数料が2百50円必要です。

問合せ　介護福祉課（健康福祉事務センター1階）☎042（346）9759、東村山税務署へお問い合わせください。

◆**おむつ代の医療費控除は確認書で代用できます**

確定申告でおむつ代が医療費控除として認められるためには、医師のおむつ使用証明書が必要ですが、次の要件に該当する場合は、市が交付する確認書書で代用することができます。交付を希望する方は、事前に介護福祉課認定係へお問い合わせください。

▽確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

▽おむつを使用している方が介護保険の要介護認定を受けている

▽おむつを使用している方の寝たきり度・尿失禁が、介護保険主治医意見書（当該年に発行したもの）で確認できる

※確認書の交付には、手数料が2百50円必要です。

問合せ　介護福祉課（健康福祉事務センター1階）☎042（346）9759、東村山税務署へお問い合わせください。

医療費控除の対象となる介護保険サービス

確定申告の際に、介護保険サービス利用料は、医療費控除の対象となる場合があります（左表参照）。

医療費控除の申告には、領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費や保険からの払い戻しなど利用料の補てんがある場合は、支払った金額から補てんされる額を差し引いて申告してください。

介護保険料は、社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を引かれている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

※確定申告については、東京都税理士会や老齢厚生年金・老齢基礎年金などの年金受給者の方は、雑所得として課税の対象になります。

そのため、社会保険業務センターでは、平成20年中の年金の支払総額や、介護保険料額、源泉徴収税額などを記載した公的年金等の源泉徴収票を1月末までに送付します。

2つ以上の年金を受けている方や、公的年金以外に所得がある方は、確定申告が必要になります。

対象となるサービス		対象となる金額
施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 地域密着型介護老人福祉施設	1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
施設	介護老人保健施設 介護療養型医療施設	1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額
居宅サービス 福祉系	●訪問介護（生活援助を除く） ●夜間対応型訪問介護 ●介護予防訪問介護 ●訪問入浴介護 ●介護予防訪問入浴介護 ●通所介護（デイサービス） ●認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護 ●介護予防通所介護 ●介護予防認知症対応型通所介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 ●短期入所生活介護（ショートステイ） ●介護予防短期入所生活介護	1割自己負担額 ※居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画に位置付けられ、医療系介護サービスといっしょに利用していることが前提です。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）は控除の対象となりません。 ※通所介護の食費、短期入所生活介護の滞在費・食費は控除の対象となりません。
居宅サービス 医療系	●訪問看護 ●介護予防訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●介護予防訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●介護予防居宅療養管理指導 ●通所リハビリテーション（デイケア） ●介護予防通所リハビリテーション	サービス利用の際の自己負担額と食費にかかる自己負担額 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）も控除の対象となります。
居宅サービス 医療系	●短期入所療養介護（ショートステイ） ●介護予防短期入所療養介護	1割自己負担額と滞在費・食費にかかる自己負担額

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方は申告を

平成19年から、税源移譲により、所得税・住民税の税率が変わりました。平成19年分以降の所得税から住宅ローン控除額が引ききれなかった場合、翌年度の住民税の所得割から控除されます。詳しくは、左図をご覧ください。

なお、昨年、申告書を提出された方へは、申告書を送付しています。

問合せ　税務課☎042（346）9522・9523

住宅ローン控除の申告手続きについて

対象（平成11年～18年末に入居した方で次のいずれかに該当する方）

・税源移譲によって所得税額が減ったため、住宅ローン控除可能額が所得税額より多くなり、控除しきれなくなった

・住宅ローン控除可能額が所得税額より多く、今までも控除しきれなかったが、税源移譲によって控除しきれない額が多くなった

給与所得のみで年末調整済み

市役所に提出

提出書類
・住宅ローン控除申告書（確定申告書を提出しない方用）
・給与源泉徴収票

持参の場合　送付の場合

市役所の税務課窓口へ

申告書は市役所の窓口で配布しています。また、小平市ホームページからもダウンロードできます

申告期限は3月16日(月)です

年末調整が済んでいない または確定申告をする

税務署に提出

提出書類
・住宅ローン控除申告書（※）（確定申告書を提出する方用）
・確定申告書

※税務署の窓口でも配布しています。

送付書類
①本人控えに受付印が必要な場合
申告書（3枚とも）
源泉徴収票
切手をはった返信用封筒（ない場合は、本人控えは返送せず、市役所で保管します）
後日、受付印を押印のうえ、返信します
②本人控えに受付印がいらない場合
申告書2枚（市提出用と税務署提出用）
源泉徴収票
本人控えは大切に保管してください

送付先　〒187－8701　小平市役所 税務課市民税特別徴収係

市民菜園 使用者募集

募集菜園　▽味菜園（仲町293番地）…392区画　▽すずのき菜園（鈴木町一丁目166番地）…60区画

貸出期間　3月から平成23年2月までの2年間

貸出区画　1世帯（実質的同居含む）1区画（味菜園は1区画10平方メートル、すずのき菜園は1区画20平方メートル）

※各菜園とも駐車場はありません。

費　用　▽味菜園…年額3千6百円　▽すずのき菜園…年額1万2百円

※納入は、平成21年2月と平成22年2月の2回で、1年分を一括納入。

申込み　1月21日（水）から27日（火）までに、地域文化課（市役所1階、東部・西部出張所、動く市役所へ（はがき可、電話不可）

※はがきの場合は、1月27日（火）まで（消印有効）に、記入内容（右図）を参照し、問合せ先へ。

※申込みできる菜園は、1菜園のみです（1世帯代表で1人）。

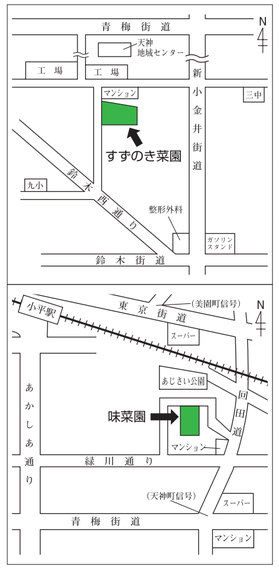

はがき記入内容

1.住　　所
2.氏（ふりがな）名
3.電話番号
4.申込み菜園名＿＿＿＿菜園
5.現在使用区画番号
（現在使用区画番号は、同じところを希望する方のみ記入）
余　白

※余白は多めにとってください。

※申込み多数の場合は、2月4日（水）の午前10時から、市役所5階505会議室で、公開抽選を行います。

※今回募集の菜園を現在使用していて、再度使用を希望する方も、新たに申し込んでください。

※生きがい菜園または、ほかの市民菜園使用者は、申し込めません。

※使用者の決定は、2月中旬に、応募者全員にお知らせします。

問合せ　地域文化課（〒187－8701　小平市役所）☎042（346）9532

シリーズ ⑰児童館 行政コストの公表

児童館に約4,200万円の税金が使われました

児童館は子どもたちが遊びを通じて人とのつながりや心を豊かにし、いろいろな体験をしていく広場です。市内には現在、花小金井南児童館と小川町二丁目児童館の2つの児童館があり、平成19年度は年間で約48,000人の来館者がありました。

その児童館の運営経費は約4,300万円でした。収入は東京都市長会の助成金79万円がありましたが、残りの約4,200万円は税金で負担しました。

小川町二丁目児童館

区分	内容	金額
市の支出	事業費（A）	4,310万円
	人件費	3,914万円
	その他（イベント委託ほか）	396万円
市の収入	収入額（B）	79万円
	市長会助成金	79万円
市の負担	事業費（A）－収入額（B）	4,231万円

※費用には減価償却は含めていません。
※人件費は、正規職員2人、再任用職員2人、嘱託職員9人の給与費および臨時職員9人の賃金です。

ご意見・ご感想をお寄せください
FAX042（346）9513、✉zaisei@city.kodaira.lg.jp
問合せ　財政課☎042（346）9504

ミニ情報

掲載希望団体は秘書広報課、公民館利用団体は各公民館へ。

▽政治、宗教、営利不可▽先着順で受付▽添削あり▽掲載後の責任は負いかねます

秘書広報課☎042（346）9505

催し集い

◉**ガイドヘルプ体験**　1月22日・29日、2月5日の木曜日午後1時～3時30分（1日だけでも可）。福祉会館。無料。視覚障がい者のガイドヘルプに関心のある方。主催：ガイドヘルプボランティアあい。申込み…小平市社会福祉協議会ボランティアセンターへ☎042（344）1217

◉**講演会（小平市社会福祉協議会助成事業）**　日常生活の中での、ろう文化と聴文化のちがいを語る（手話）。2月3日（火）午後7時15分～8時45分、7時開場。福祉会館。無料。講師…須永美智子氏（ろう者）。読み取り通訳付。小平手話サークル事務局・古川☎・FAX042（345）1708

◉**民族楽器アルパ（ハープ）演奏会と呈茶席**　2月7日（土）午後2時～4時、1時受付。ルネこだいらレセプションホール。1千5百円（抹茶、菓子付）。☎NPO法人国際交流さくら会・鈴木042（342）0337

◉**ボーイスカウト小平三団新春体験入隊**　2月8日（日）午前10時～午後1時30分。あおぞら福祉センター。幼稚園年中～小学生の男子と保護者。手作り熱気球とスカウトゲーム。☎宮崎042（343）3385

◉**講演会　支え合って子育て　保育の中からみえてくるもの**　2月21日（土）午後1時30分～4時。福祉会館。無料。講師：竹谷廣子氏（こぶし保育園園長）。共催：小平いたわりの会、NPO法人たすけあいグループひまわり。後援…小平市社会福祉協議会。☎小平いたわりの会・高橋042（345）8838

◉**フラダンス初心者体験レッスン**　1月21日（水）、2月6日（金）午後7時30分～9時30分。美園地域センター。費用5百円。経験者も可。☎河田090（4455）8193

◉**木目込みひな人形無料講習会**　1月29日、2月5日・12日の木曜日午前10時～正午。中央公民館。材料費実費。内容：木目込み立ちひな（高さ19センチ）。初心者向き。☎石垣042（344）8501

◉**講演会**　生涯学習推進課☎042（346）9834

問合せ　生涯学習推進課☎042（346）9834

多摩六都フェア

初歩からのゴスペル講習 発表コンサート

多摩北部都市広域行政圏協議会（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）では、昨年6月から8か月間の講習を経た受講生たちが学んだ合唱の楽しさの成果を、プロ歌手の陣内大蔵さんをゲストに迎えて発表するコンサートを開催します。

と　き　2月14日（土）午後4時開演

ところ　西東京保谷こもれびホール

費　用　無料（要チケット）

※チケットは、こもれびホールで配布しています。

定　員　6百62人

問合せ　保谷こもれびホール☎042（421）1919

東京都薬用植物園

◆**薬草を使った草木染め作品展**

と　き　1月27日（火）～2月1日（日）　午前10時～午後3時

ところ　薬用植物園研修室

費　用　無料

内　容　あい、紅ばなどの薬用植物で染めた作品の展示

◆**薬草を使った草木染めの実演と説明会**

と　き　2月1日（日）午後1時30分～3時

ところ　薬用植物園研修室ほか

※雨天の場合は実演を中止し、研修室で講演のみ、先着百人になります。

費　用　無料

内　容　専門家による草木染めの実演

申込み　当日、会場へ

問合せ　東京都薬用植物園☎042（341）0344

国民年金

老齢年金を受けている方に源泉徴収票を送付

老齢基礎年金や老齢厚生年金などは、雑所得として課税の対象になります。

そのため、社会保険業務センターでは、平成20年中の年金の支払総額や、介護保険料額、源泉徴収税額などを記載した公的年金等の源泉徴収票を1月末までに送付します。

2つ以上の年金を受けている方や、公的年金以外に所得がある方は、確定申告が必要になります。

問合せ　市民課☎042（346）9804

1月～3月限定

電子証明書の発行を土曜日も行います（予約制）

所得税の電子申告などに必要な電子証明書を3月14日（土）までに限り、土曜日（午前8時30分～午後0時15分）も発行しています。

対象は、すでに住民基本台帳カードをお持ちの方のみとなります（住民基本台帳カードの申請・交付はできません）。なお、土曜日の発行は、事前予約制となります。あらかじめ電話で問合せ先へご連絡ください。

問合せ　ねんきんダイヤル☎0570（05）1165、武蔵野社会保険事務所☎0422（56）1411

にせ税理士・にせ税理士法人にご注意を

無資格者が税金の相談、申告書の作成、税務代理をすることは、法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識の欠如によって依頼者が不測の損害を被るおそれもあります。

にせ税理士およびにせ税理士法人にご注意ください。税理士は、税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

問合せ　東京税理士会☎03（3356）4461、FAX http://www.tokyozeirishikai.or.jp

募集

★**社交ダンス　レッドフォー**　第1・3土曜日午後1時～3時。仲町公民館。月会費1千5百円。初心者。☎富永042（332）2525

★**カラオケ　モナリザの会**　月2回土曜日午後1時30分～4時。小川西町中宿地域センター。月会費2千円（教材費別）。女性。☎工藤042（345）3480（午後5時以降）

★**木の実俳句会**　第1・3水曜日午後2時～4時。中央公民館。月会費2千円。歌曲、シャンソン、カンツォーネほか。発声の基礎から指導。☎志村090（1791）9179

◆**日本将棋連盟小平支部**　将棋道場。第2日曜日…小川西町地域センター、第3日曜日…鈴木地域センター、第4日曜日…学園西町地域センター。午後1時～5時。年会費4千円。☎村上042（465）4054

★**気功　けやき気功会**　月2回金曜日午前10時～11時30分。小川東町地域センター。月会費2千円。☎里村042（343）7644

★**硬式テニス　ステップアップ**　土曜・日曜日、祝日のいずれか。中央公園テニスコートほか。公民館6か月1万円。試合可能な方。グループ別に練習。☎吉田042（387）6264

★**歌う会　紫音**　第2・4水曜日午後2時～4時。中央公民館。月会費2千円。歌曲、シャンソン、カンツォーネほか。発声の基礎から指導。☎志村090（1791）9179

◆**自衛官募集**

◆**2等陸・海・空士（男子）**

応募資格　18歳以上27歳未満の方

試験日　1月24日（土）、2月14日（土）・28日（土）のうち希望する1日

申込み　自衛隊東京地方協力本部・国分寺募集案内所へ☎042（324）1010

◆**消防演習**

と　き　1月23日（金）午前10時から

ところ　小平・ふるさと村

問合せ　小平消防署予防課☎042（341）0119

官公署だより

文化財を火災から守ろう

◆**1月26日は文化財防火デーです**

昭和24年1月26日に発生した奈良県の法隆寺の火災を期に、「先人たちが残した文化財を火災から守ろう」という世論が高まり、昭和30年から1月26日を文化財防火デーと定め、防火設備の点検や整備を行い、文化財の火災予防を進めています。

市内には東京都指定・小平市指定の12の有形文化財があります。貴重な財産を市民の皆さんの手で後世まで守っていきましょう。

なお、文化財での喫煙・裸火の使用・危険物の持ち込みなどはしないようお願いします。